

第3章 自然あふれる癒しのかごしまづくり

第1節 自然環境の保全・活用

1 地域特性に応じた自然環境の保全

本県は、九州の最南端に位置し南北約600km、総面積9,188.78km²の県土を有し、海拔1,900m前後の山や温帯から亜熱帯に至る広い地域に多くの島々を含む南北に著しく長い地形を示し、わが国で初めて世界自然遺産に登録された屋久島、霊峰と湖の霧島、今も噴煙をあげ活発な活動を繰り返す桜島、サンゴ礁並びに固有野生生物の宝庫として知られ、世界自然遺産の推薦地のある奄美の島々など多様で豊かな自然環境に恵まれています。将来とも県民が健康で文化的な生活を営むために、この多様で良好な自然環境を体系的に保全する施策を展開し、豊かな郷土の環境づくりを進めなければなりません。

このため、本県では、この良好な自然環境や自然景観を有する地区を自然環境保全地域や自然公園に指定し、保護・管理を行っています。

また、一定規模以上の開発行為についても、自然保護の観点から指導を行うほか、自然保護思想の普及・啓発を行っています。

(1) 自然環境保全地域

① 自然環境保全地域の指定状況

自然環境保全地域には、自然環境が原生の状態を維持している地域として国が指定した「原生自然環境保全地域」、自然的・社会的諸条件からみて自然環境を保全することが必要な区域として国が指定した「自然環境保全地域」、さらに自然環境保全地域に準ずる地域として、県が指定した「県自然環境保全地域」があります。

本県には、屋久島原生自然環境保全地域をはじめ、4箇所の自然環境保全地域があり、その面積は合計で1,825haです。（図3-1、表3-1）

② 自然環境保全地域の保護・管理

それぞれの地域が持つすぐれた自然環境を維持するため、地域ごとに管理・施設整備の基本となる保全計画が策定されています。

保全計画では、地域の自然環境を保持する必要性によって、原生自然環境保全地域については「立入制限地区」と「その他の地区」に、自然環境保全地域については、「特別地区」、「海域特別地区」、「野生動植物保護地区」、「普通地区」に区分し、それぞれの地区に応じて行為を規制し、一定の行為を行おうとする場合は、環境大臣又は知事の許可・届出が必要です。

なお、本県では、図3-1及び表3-1のとおり、地域を区分しています。

表3-1 自然環境保全地域

地域名	所在地	面積及び区分	概 要
屋久島 原生自然 環境保全 地域	熊毛郡 屋久島町	1,219 ha 「立入制 限地区」 の設定なし	<p>本地域は、屋久島西南小揚子川流域に属する花山一帯の地域のスギ、モミ、ツガ等を主とした原生林の区域である。</p> <p>屋久島は、九州の最高峰宮之浦岳をはじめ多数の1,000メートル以上の山岳を有し、高温多雨の気候にめぐまれて、一大森林地帯を形成しているが、本地域は屋久島の中でも最もよく固有な林相を残している部分である。</p> <p>屋久島の温帯林は、本土のそれと異なり、全くブナを欠き、その代わりにスギ等が優占する特殊なものである。スギの天然林は本土にも少なくはないがいずれも小面積のもので、屋久島のように大面積にわたって生育している例はない。</p> <p>また、樹齢900～1,200年以上の老木も残されており、世界的にも重要な原生林である。(昭和50年5月17日指定)</p>
稲尾岳 自然環境 保全地域	肝属郡 錦江町 肝付町 南大隅町	377 (錦江町 67) (肝付町 160) (南大隅町150) 全域「特別地区」	<p>本地域は、大隅半島南部の稲尾岳山岳部のうち、稲尾岳(930メートル)とその北方の山稜部を中心とした、照葉樹林の残存する地域である。</p> <p>本州南部以南の西南日本の極相である照葉樹林は、世界的にみて稀少な林型であるが、特に大隅半島には、この林型が比較的にとまて残存し、稲尾岳では、イスノキ、ウラジロガシを主体とした林分から標高が増すにつれてアカガシ、ヒメシャラが混在し、さらにモミを主体とした林分が発達する。これらの天然林には、キュウシュウシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ等の哺乳類が生息しており、また、カゴシマアオゲラをはじめ多数の野鳥の繁殖地ともなっている。</p> <p>稲尾岳は、キリシマミドリシジミの南限といわれ、また、フチトリアツバコガネ等が北限種として知られており昆虫類の生息にとって良好な環境を形成している。(昭和50年5月17日指定)</p>
木場岳 自然環境 保全地域	肝属郡 南大隅町	113 全域「特別地区」	<p>本地域は、木場岳の中央部に当たり、イスノキ、アカガシを主とする常緑広葉樹の林分が大部分を占める優れた天然林の地域である。</p> <p>植生は、標高750メートル以上ではイスノキ、アカガシが主として高木層を占め、標高850メートル付近ではこれらにモミが混成した林分となっている。</p> <p>また、山頂付近では、シキミ、ヤブツバキ、アセビ、リョウブ等の風衝林となっている。(昭和52年6月1日指定)</p>
万九郎 自然環境 保全地域	肝属郡 肝付町	116 全域「普通地区」	<p>本地域は、荒西山の北東部に位置する内之浦県有林万九郎団地のおおむね標高700メートル以上の区域に当たり、イスノキ、アカガシ等の常緑広葉樹が大部分を占める地域である。</p> <p>植生は、本地域の斜面上部では、アカガシ、イスノキ、マテバシイ、スダジイを上層とし、標高が上がるにつれて樹高は低くなり、シキミ、ヤブツバキ、アカガシ、イヌツゲ、モミ等の混交した風衝低木林となっている。</p> <p>これらの常緑広葉樹林は、大隅半島の山岳上部に出現する代表的植生となるものである。(昭和52年6月1日指定)</p>

表3-2 自然公園一覧 (平成30年3月31日現在)

(単位:ha)

公園区分	項目	指 定 年 月 日	公園面積 (海域除く)				海域公園 地 区
			特 保	特別地域	普通地域	計	
国 立 (4箇所)	霧島錦江湾	S. 9. 3. 16	3,397.0	15,896.0	4,287.0	23,580.0	(9) 487.7
	屋久島	H. 24. 3. 16	7,669.0	16,832.0	65.0	24,566.0	(4) 170.9
	雲仙天草	S. 31. 7. 20		1,447.0		1,447.0	
	奄美群島	H. 29. 3. 7	5,248.0	35,363.0	1,570.0	42,181.0	(9) 1,124.0
	小 計		16,314.0	69,538.0	5,922.0	91,774.0	(22) 1,782.6
国 定 (2箇所)	日南海岸	S. 30. 6. 1		1,038.9		1,038.9	
	甌 島	H. 27. 3. 16	86.0	5,303.0	58.0	5,447.0	(4) 6,759.7
	小 計		86.0	6,341.9	58.0	6,485.9	(4) 6,759.7
県 立 (8箇所)	吹上浜	S. 28. 3. 31		1,126.0	2,088.4	3,214.4	
	阿久根	〃		62.5	692.2	754.7	
	坊野間	〃		380.4	1,959.9	2,340.3	
	藺傘田池	〃		187.5	3,750.2	3,937.7	
	川内川流域	S. 39. 4. 1			6,571.0	6,571.0	
	高隈山	S. 52. 6. 1		1,042.0	1,395.0	2,437.0	
	大隅南部	〃		993.0	322.0	1,315.0	
	トカラ列島	H. 4. 4. 1		4,503.0	116.0	4,619.0	
	小 計			8,294.4	16,894.7	25,189.1	
自然公園合計			16,400.0	84,174.3	22,874.7	123,449.0	(26) 8,542.3

※1 指定後の区域の変更等については次のとおりである。

ア 霧島錦江湾国立公園

- 昭和39年3月16日 霧島国立公園(昭和9年3月16日指定)に錦江湾国定公園(昭和30年9月1日指定)と屋久島地域を編入
霧島屋久国立公園に名称変更
- 昭和45年7月1日 海域公園地区の指定
- 昭和58年1月14日 屋久島地域の区域拡張等(西部林道等)
- 昭和60年9月5日 霧島区域の区域縮小(区域線の明確化)
- 昭和62年8月28日 錦江湾地域の区域変更(桜島の区域見直し等)
- 平成14年2月19日 屋久島地域の区域拡張等(世界自然遺産登録地の隣接地等)
- 平成17年7月12日 錦江湾地域の区域縮小(指宿市, 開聞町の市街地)
- 平成18年12月26日 霧島地域の区域拡張(えびの市内自然林等)
- 平成19年3月30日 屋久島地域の区域拡張(口永良部島)
- 平成24年3月16日 錦江湾地域の区域拡張(始良カルデラ), 屋久島地域の分離
霧島錦江湾国立公園に名称変更

イ 屋久島国立公園

- 平成24年3月16日 霧島屋久国立公園より分離, 単独指定

ウ 雲仙天草国立公園

- 昭和31年7月20日 雲仙国立公園に鹿児島県域を編入(長島)

エ 吹上浜県立自然公園

- 平成元年4月1日 車両乗入規制の設定
- 平成4年4月1日 区域縮小等(串木野市の市街地等)
- 平成20年4月8日 区域拡張(万之瀬川)

オ 坊野間県立自然公園

- 平成15年5月6日 区域拡張(大浦町亀ヶ岡, 笠沙町野間岳)

カ 高隈山県立自然公園

- 平成24年3月16日 区域縮小(高峙)

2 海域公園地区の欄中()内は箇所数である。

(2) 自然公園

① 自然公園の指定状況

自然公園には、我が国の風景を代表し、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景地として指定した「国立公園」と、国立公園の風景に準ずるすぐれた自然の風景地として指定した「国定公園」、さらに都道府県を代表するすぐれた自然の風景地を指定した「都道府県立自然公園」があります。これらの自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

本県には、我が国で最初に指定された霧島錦江湾国立公園をはじめ、雲仙天草国立公園など14の自然公園があり、その面積（陸域面積）は県土面積の約13.4%に当たる123,449 haに達し、県土に属する山岳、湖沼、海岸等の特色ある風景地の保護を図るとともに、野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしています。（図3-1、表3-2）

② 自然公園の保護・管理

それぞれの自然公園が持つすぐれた風景地を保護し、公園としての資質を恒久的に維持し、適切な利用に供するため、自然公園ごとに管理、運営、施設整備の基本となる公園計画（規制計画・施設計画）が策定されています。

ア 自然公園の公園計画の見直し

現在指定されている自然公園のうち、指定後相当の年数を経たものについては、自然状態の変化や公園利用の需要増大、国民の自然に対する認識の高まり等の諸情勢の変化に伴い、現在の自然公園の公園計画（公園の保護及び利用のための規制又は施設に関する計画）では対応できない面もでてきています。

このため、順次公園計画の見直し作業を行っています。

イ 自然公園における行為規制

広域にわたる自然公園の区域を景観の優秀性や自然公園を保持する必要性の度合い又は利用上の重要性によって、それぞれの地域を「特別保護地区」、「海域公園地区」（以上2地区は国立・国定公園に限る）、「特別地域」、「普通地域」の4区に分け、それぞれの地区・地域に応じて行為を規制しています。一定の行為を行う場合は、環境大臣又は知事の許可又は届出が必要です。

また、道路・園地・宿舎などの自然公園の利用施設の整備に関わる施設計画も自然公園の適正な利用増進を図ることにより、無秩序な利用施設による乱開発を防止する役目も果たしています。

なお、自然公園内の各種行為に対する許可・届出の処理件数は、表3-3のとおりです。

ウ 奄美群島のサンゴ礁保全対策

奄美群島のオニヒトデ駆除対策については、平成15年度までは海域公園地区及びその周辺で実施していましたが、サンゴ礁の多様性・固有性が世界自然遺産候補地の一因として評価されたことにより、平成16年度から奄美群島全体に対象海域を広げたところです。なお、平成17年度からは、より効果的なサンゴ礁の保全を図るため、サンゴが再生する時の基盤となる良好なサンゴ礁が残っている重点ポイントを選定し、継続的に集中して駆除を行っています。

これまでの駆除実績については、表3-4のとおりです。

表 3-3 許可等の処理状況

(単位：件)

区分 \ 年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
工作物の設置	178	181	220	288	330
木竹の伐採	10	3	12	2	13
土石の採取	28	16	17	17	12
水面の埋立	1	0	0	0	0
土地の形状変更	14	10	21	11	20
動植物の採取	18	18	20	1	3
その他	20	37	37	38	42
合計	269	265	327	357	420

表 3-4 オニヒトデ駆除実績

(単位：匹)

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
駆除数	954	676	879	1,637	435	365	293

※ 平成16年度から奄美群島12市町村で駆除地域を指定し実施している。

③ 自然公園の利用

ア 自然公園の利用実態

自然公園は、人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として活発に利用されています。

なお、平成28年の利用者数は、表3-5のとおりです。

イ 自然公園の施設整備

自然公園の主要な利用地域においては、利用の過度の集中などにより、かけがえのない自然環境が損なわれるおそれがあります。

これらの状況に対応するため、自然公園の適正な利用の誘導が図られるよう、公園利用施設の整備を進めています。

また、自然公園の主要な景観地・利用地域に指導標識等を設置し、自然公園利用者の意識高揚を図っています。

ウ 公園事業の認可等

自然公園の施設計画に基づく利用施設の設置に当たっては、公園事業として、環境大臣又は県知事の認可（事業者が地方公共団体の場合は協議）が必要です。

自然公園における公園事業の認可等の処理件数は、表3-6のとおりです。

表 3 - 5 自然公園の利用状況（平成28年）

区 分	公 園 名	利用者数（千人）
国 立 公 園	霧島錦江湾国立公園	10,430
	屋久島国立公園	153
	雲仙天草国立公園	13
国 定 公 園	日南海岸国定公園	202
	奄美群島国定公園	537
	甌島国定公園	49
県 立 自 然 公 園	吹上浜県立自然公園	2,125
	阿久根県立自然公園	127
	坊野間県立自然公園	95
	藪牟田池県立自然公園	300
	川内川流域県立自然公園	942
	高隈山県立自然公園	132
	大隅南部県立自然公園	120
トカラ列島県立自然公園	2	
合 計		15,227

表 3 - 6 公園事業認可等処理件数（単位：件）

区分 \ 年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
休 憩 所	0	0	0	0	0
宿 舎	2	1	8	2	2
野 営 場	0	0	0	0	0
道 路	6	6	13	10	4
園 地	0	6	4	3	1
駐 車 場	0	0	2	1	1
そ の 他	1	0	0	1	1
合 計	9	13	27	17	9

(3) 世界自然遺産

① 世界遺産の指定状況等

世界遺産条約は、世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産を登録するとともに、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国(特に途上国)が行う保護対策を援助することを目的としており、日本には自然遺産4地域、文化遺産17地域の世界遺産が登録（平成29年9月末現在）されています。

本県には、我が国第1号の自然遺産登録地域として、屋久島地域があります。

また、平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定され、平成25年1月、国により「奄美・琉球」として、世界遺産暫定一覧表への記載が決定されました。同年12月には、国、本県及び沖縄県が共同で設置した世界自然遺産候補地科学委員会において、具体的な候補地として、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が選定され、

平成28年2月に「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島」として暫定一覧表に記載されました。

平成29年2月，国はユネスコに世界遺産登録推薦書を提出し，同年10月に国際自然保護連合（IUCN）による奄美大島，徳之島を含む4島の現地調査が実施されたところ です。現在，世界自然遺産としての価値の維持など遺産登録に向けた各種取組が進められて います。

② 屋久島地域の概要

ア 登録年月日 平成5(1993)年12月11日

イ 登録面積 10,747ha

ウ 登録理由

屋久島は中央部に九州の最高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめとする多くの高峰がそびえる山岳島であり，湿潤気候下の高山として生物地理的に特異な環境下にあり，かつ年間4,000mm～10,000mmの多雨に恵まれていること等から，樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特殊な森林植生を有しています。

海岸付近のガジュマル，メヒルギ等の亜熱帯植物から，タブ，シイ，カシ等の暖帯，モミ，ヤマグルマ等の温帯，更にヤクザサ，シャクナゲ等の亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布が顕著にみられ，また多くの固有植物，北限・南限植物が自生していること等，特異な生態系を構成しています。

特に，本地域の傑出した自然の特徴として，樹齢数千年に及ぶ直径3～5mにも達するヤクスギがあげられ，老齢の巨樹林は，生態的にも，かつ形態的にも世界的に貴重な天然林と考えられています。

さらに，当地域には，ヤクタネゴヨウ等絶滅の恐れのある植物が生育しています。（資料編3－(1)，(2)）

③ 屋久島地域の保護・管理

世界自然遺産地域を適正かつ円滑に管理することを目的として，原生自然環境保全地域，国立公園等各種地域指定制度の運用及び各種事業の推進等の基本となる「屋久島世界遺産地域管理計画」が策定されています。

管理計画では，遺産地域が世界遺産としての価値を損なうことのないよう，将来にわたって厳正な保護を図ることを基本として，①工作物の新築，土地の形状の変更等の厳正な規制，②特定地点への利用の集中を防止するための措置の実施，③優れた自然の体験，観察，学習等による自然の適正な利用などの方針に沿って対処することとしています。

また，遺産地域の管理を効果的に実施するため，地元関係行政機関の連絡調整の場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置され，さらに科学的知見を踏まえた適切な保全管理を実現するため，平成21年6月に屋久島世界遺産地域科学委員会が設置されています。

なお，環境省では，世界遺産地域の調査・研究，環境教育を柱とした普及啓発及び国立公園の管理運営のため，平成8年4月13日「屋久島世界遺産センター」を開館しています。

④ 世界自然遺産会議の開催

世界遺産条約に登録された屋久島を有する本県において、世界自然遺産を有する国内外の自治体等が一堂に会する場を提供し、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を生かした地域づくりの在り方について論議を深めるとともに、県民参加による豊かな自然を生かした循環と共生の地域づくりを促進するために平成12年5月「世界自然遺産会議」を開催、「世界自然遺産に関する屋久島サミット宣言」が採択されました。

会議では併せて、屋久島をはじめ本県の優れた自然などを世界に紹介し、アジア太平洋地域を中心とした国々との国際交流を推進しました。（資料編4-（3））

⑤ 奄美の世界自然遺産登録に向けた取組

平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定されたことから、県では、平成15年度以降「奄美群島重要生態系地域調査事業」（平成15～17年度）や「奄美群島自然環境保全再生推進事業」（平成18、19年度）、「奄美群島自然共生事業」（平成20年度～）、「地域振興推進事業」（平成20～27年度：大島支庁）により、世界自然遺産としての価値の維持、自然環境の保全と利用の両立、地域の気運醸成などに取り組んできています。

平成25年度から26年度には、「奄美群島世界自然遺産登録連携推進事業」において、登録後の観光客の増加を見据え、自然環境への影響予測や過剰利用の未然防止対策等について調査、検討を行い、平成27年度からは、「奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用事業」において、具体的な取組内容を検討の上、実施に移行しているところです。

ア 世界自然遺産としての価値の維持

・ 希少野生生物保護対策

密猟防止といった希少野生生物の保護に関する必要な対策等について調整・協議することを目的に「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を奄美市において1回、徳之島町において1回開催し、この協議会での検討をもとに、希少野生動植物の保護対策を検討しました。

また、ノイヌ・ノネコ対策検討会を徳之島町において1回、ノネコ対策ワーキンググループを奄美市において3回開催し、希少種保護のための実効的なノネコ管理のあり方の検討をしました。

・ 野生化ヤギの防除

野生化したノヤギの食害による自然植生の衰退が危惧されているため、生息数の多い4市町村（奄美市、瀬戸内町、大和村、宇検村）においてノヤギ駆除を実施しました。（捕獲実績 合計229頭）

・ 自然環境に配慮した公共事業の実施

公共事業実施の際の国、県、市町村共通の環境配慮の方針、手順等を定める「公共事業における環境配慮指針」を策定し、奄美大島、徳之島で実施する公共事業について、段階的な運用を開始しました。

イ 自然環境の保全と利用の両立

奄美群島の「計画的な観光管理」を進めるための国・県・市町村・関係団体等の関係者共通の指針として平成28年3月に策定した「奄美群島持続的観光マスタープラン」

に基づき、「世界自然遺産奄美トレイル」のルート選定や「奄美自然観察の森」のリニューアル、保護上重要な地域における利用のルールづくりなどに取り組みました。

ウ 地域の気運醸成

地域の方々に奄美の自然等への理解を深めてもらうため、地元設置された「奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会」や地元市町村、環境省等と連携し、勉強会や学習会の開催、奄美群島PR動画「Sound of AMAMI」の制作などに取り組みました。

(4) 自然環境の管理体制

自然環境保全地域及び自然公園の規制指導を適正に実施するため、次のような指導監視体制で臨んでいます。

① 国、県、市町村関係

環境省九州地方環境事務所、那覇自然環境事務所、環境省自然保護官事務所（えびの、天草、鹿児島、屋久島、奄美、徳之島）、奄美野生生物保護センター、県自然保護課、県観光課、県大島支庁、県地域振興局建設部、各市町村自然保護担当課

② ボランティア等

県自然保護推進員(69人)、環境省自然公園指導員(48人)、霧島連山自然保護協議会等

(5) 開発行為の指導・助言

自然環境保全地域、自然公園などの自然保護地域を各地に設定し、これらの地域の適切な管理に努めていますが、その他の地域においても、県自然環境保全条例第24条に基づき、一定規模以上の開発行為について、自然保護の観点から指導を行い、自然環境の保全を図っています。平成29年度は、37件の届出を受理しました。

(6) 自然保護思想の普及啓発

・ 自然保護推進員等研修会

自然環境の保全の実効を上げるためには、県民の自然環境保全に対する正しい理解と認識を深め、自然保護思想の普及高揚を図ることが必要です。

市町村担当者、県自然保護推進員、県希少野生動植物保護推進員を対象に、平成30年1月9日から平成30年1月17日の間に研修会を開催しました。

(7) 身近な自然の保全

・ 赤土等流出防止対策

奄美地域における赤土等流出防止対策を総合的に推進するため、県大島支庁内に県・市町村・関係団体・国の機関が一体となった「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を、また、県本庁内に、赤土等流出防止対策に関し関係課が連絡調整を図り事業の円滑な実施を支援するため、「赤土等流出防止対策連絡会議」を設置しています。

平成29年度は、「奄美地域赤土等流出防止対策協議会」を中心に、建設業者・採石業者・不動産業者等の関連業者に対し、文書で対策の徹底を依頼するとともに、県及び市町村広報誌、新聞・コミュニティFM等の活用に加え、リーフレット等の作成・配布及び学習会の開催による啓発活動を行い、さらに、合同優良事例研修・検討会を実施し、赤土等の流出防止対策の推進に努めました。

2 多様な自然環境の活用

(1) 屋久島環境文化村構想

① 屋久島環境文化村

屋久島には、豊かな水や多様な動植物相に代表される優れた自然が残されているだけでなく、自然とともに生き、自然を損なうことなく人々が形づくってきた生活文化があります。

屋久島環境文化村構想とは、屋久島の人と自然のかかわり（＝環境文化）を手がかりに、学習や研究によってその価値を見直すことを通して、屋久島の自然環境の保全を図るとともに人と自然が共生する新たな地域づくりの試みで、その事業内容は次のとおりです。

ア 環境学習・研究拠点の充実

- ・ 屋久島環境文化村中核施設の管理運営
- ・ 環境学習の推進
- ・ 「自然・文化体験セミナー」・「受入事業」・「ガイドセミナー」の実施

イ 環境形成事業の展開

- ・ 登山道等の整備
- ・ 地域の環境保全事業への助成
- ・ カントリーコードの普及啓発
- ・ 山岳部での利用モラルの向上
- ・ 山岳部の適正利用の検討

ウ ボランティアネットワークの形成、情報提供の推進

- ・ ボランティア登録制度の推進
- ・ ボランティア養成研修セミナーの実施
- ・ 屋久島ファンクラブの推進
- ・ 屋久島通信・まるりん通信の発行

エ 新たな地域産業の創出

- ・ エコツアーの普及促進

オ 国際交流の展開

- ・ 世界自然遺産会議への参加・協力
- ・ 屋久島の子どもたちによる国際交流の促進
- ・ ホームページ等による国内外への情報発信

② 自然体験型の環境学習

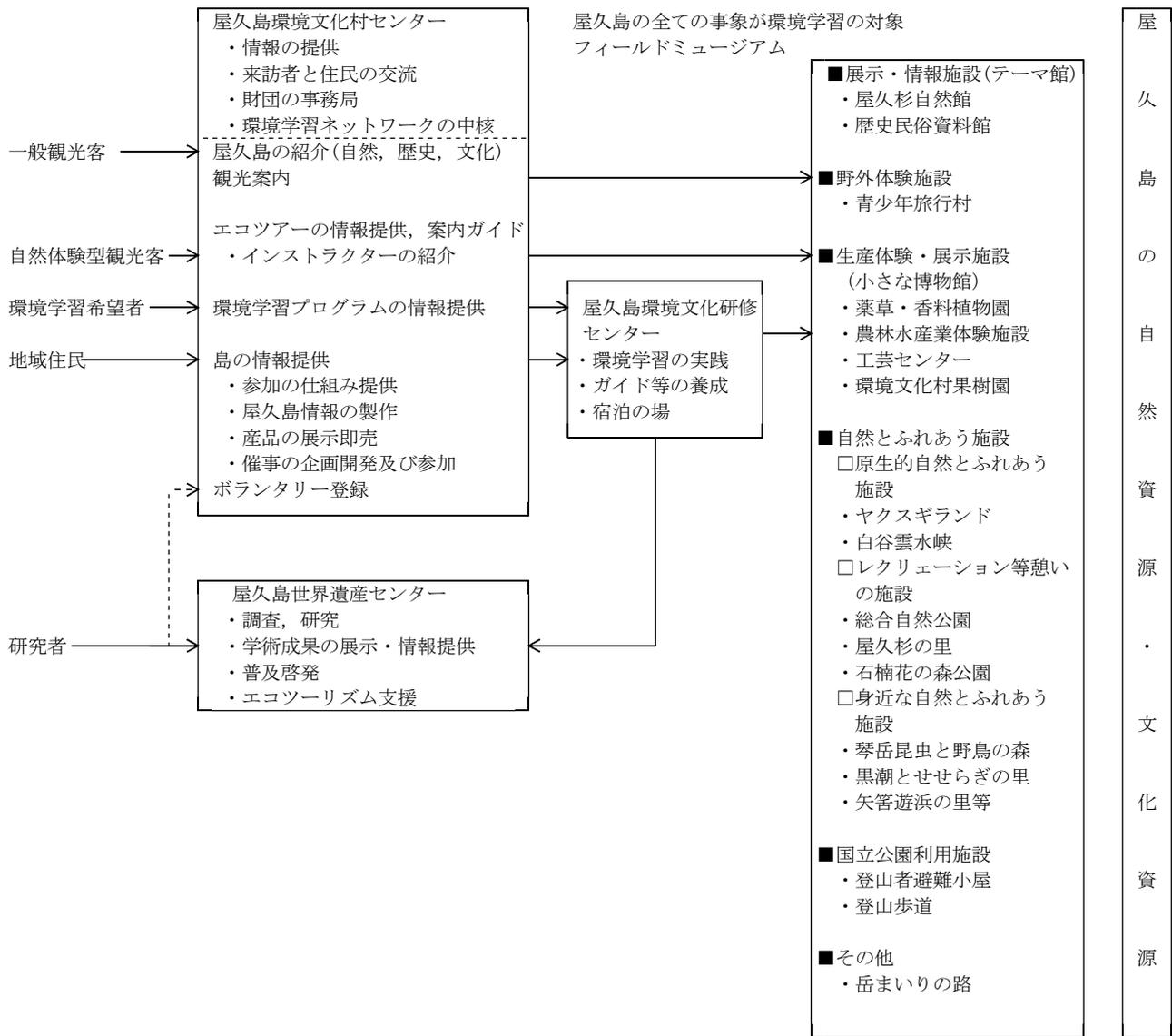
屋久島という固有の自然環境の中で、歴史的につくり上げられてきた人と自然のかかわりの過程と結果の総体が「環境文化」であり、環境学習は、屋久島の自然、生活、生産にかかわる全ての事象を素材とした「環境文化」を学習することを通じて、普遍的な人と自然のかかわり方を学ぶことです。

地域の人々にとっては、学習の場や知識、ノウハウの提供を行うことが、また新たな産業を興し、あるいは交流によって社会や経済の活性化につなげることが可能になります。

さらに、住民自身にも環境学習を促し、自然との共生によって得てきた暮らしの豊かさをあらためて見直し、地域での生産や生活を新たな未来に向けて組立てなおす契機としようとするものです。

このことから屋久島環境文化村構想では、このような島全体を対象とした「環境学習」を先導的事業として位置づけています。（図3-2）

図3-2 環境学習の展開図（屋久島環境文化村構想）



③ 中核施設の整備

平成4年11月に策定公表された「屋久島環境文化村マスタープラン」を受けて、屋久島における環境学習推進のための中核施設の開設準備に着手し、総合的な交流拠点である「屋久島環境文化村センター」と、環境学習をより深く理解し体験する場である「屋久島環境文化研修センター」を平成8年7月20日に開館し、平成21年7月には屋久島環境文化村センター入館者が100万人を突破しました。

ア 屋久島環境文化村センター

(ア) 施設の位置付け・機能

- ・ 屋久島の自然, 文化に関する情報提供 (インフォメーション機能)
- ・ 環境学習の普及, 推進 (ゲート・オリエンテーション機能)
- ・ 地域内外を結ぶ交流 (ロビー機能)
- ・ 環境文化村構想推進の核 (センター機能)

(イ) 利用状況 (表3-7)

(ウ) 主な事業

- ・ 環境保全普及啓発, 情報提供

表3-7 利用状況（屋久島環境文化村センター）

（単位：人）

区分	年度						
	H25	H26	H27	H28	H29	累計	
入館者数	64,212	62,648	75,026	84,121	93,054	1,591,618	
有料観覧者数	24,405	25,743	22,650	22,294	24,262	858,464	
内訳	大人	20,438	21,525	19,133	18,441	20,358	749,238
	高校・大学生	2,254	2,769	1,978	2,084	2,440	61,463
	小学・中学生	1,713	1,449	1,539	1,769	1,464	47,763

※ 累計は、平成8年の開館以降の累計人数である。

イ 屋久島環境文化研修センター

(ア) 施設の位置付け・機能

- ・ 環境学習の推進及び人材の養成（研修機能）
- ・ 研修参加者相互の交流促進（交流機能）
- ・ 研修参加者を対象とした宿泊提供（宿泊機能）

(イ) 利用状況（表3-8）

(ウ) 主な事業

- ・ 屋久島における環境学習

表3-8 利用状況（屋久島環境文化研修センター）

（単位：人）

区分	年度					
	H25	H26	H27	H28	H29	累計
来館者数	6,858	6,081	7,349	7,009	8,055	172,686
延べ利用者数	6,453	6,049	7,349	7,009	8,055	128,917

※ 累計は、平成8年の開館以降の累計人数である。

④ 屋久島環境文化財団

屋久島環境文化財団は、平成5年3月に、県、上屋久町（当時）、屋久町（当時）の出捐により設立され、屋久島の優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるための各種事業を実施しています。

なお、平成15年1月には財団設立10周年を記念して記念式典等を行い、平成24年度には、財団設立20周年記念事業として「屋久島の未来に向けて～これまでの歩みと将来への展望」をテーマに屋久島環境文化村構想20周年記念シンポジウムを平成24年11月に開催するとともに、平成25年3月に財団設立20周年記念誌を発行しました。

（事業の概要）

ア 環境学習事業

自然文化体験セミナー、地域住民を対象とした星空観察会・ふるさとセミナー・自然に親しむ集い、屋久島のエコツアーガイドや観光従事者等の資質向上を図るためのガイドセミナー、一般社会人を対象とした屋久島の自然・文化等に関する屋久島研究講座を開催。

イ 環境形成事業

環境保全の重要性の啓発のためのマナーガイドの作成配布、ゴールデンウィークと夏休み期間中の縄文杉への登山口でのマナー指導や縄文杉周辺での指導パトロール、団体や学校などの環境保全活動への支援。

ウ 交流推進事業

財団会報の発行，ホームページによるイベントや地域の情報を島内外に発信。また財団ファンクラブの運営・加入促進，ボランティアの集い，島内でのボランティア活動を実施。

エ 屋久島地域づくり支援事業

屋久島におけるエコツーリズムの支援や地域づくりを支援するためのイベントや活動等に対する支援。

オ 財団管理運営事業

環境文化村構想の普及や次年度に向けた業務の見直し，財団の自立的運営能力の向上のための活動。

カ 屋久島環境文化村中核施設管理運営等事業

屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営

(2) 奄美群島自然共生プラン

① 趣旨

平成15年9月，奄美群島の多様な自然と人との共生を目指した地域づくりの指針として奄美群島自然共生プラン（以下「プラン」という。）を策定しました。このプランは，県と奄美群島12市町村が一体となって策定を進めてきたものです。その基本として，奄美の固有な自然，これにかかわる生活，文化などの資源（以下「宝」という。）を数多く再認識・再発見しました。

今後の奄美群島の地域づくりに当たっては，この奄美の「宝」を核とし，「生物多様性の保全」と「自然とのふれあい」を念頭に置き，「人と自然との共生」を基軸とする個性的な地域をつくることとします。

② プランの基本理念（3つの理念）

奄美群島は，残されている自然や文化などを保全・活用して「人と自然が共生する地域」を構築し，他の地域に先がけて，現代の大量消費社会の「転換」を主導する可能性のある地域です。

プランではこうした考えに基づいて「共生への転換」，「地域多様性への転換」，「地域主体性への転換」を基本的な理念としています。

③ 奄美の「宝」

学術的価値が顕著な自然としては，サンゴ礁と海岸の生態系や海岸の景観，希少野生動物を要素とする森林の生態系や森林の景観を挙げることができます。また，社会的価値が顕著な自然としては，身近な自然や身近な景観を挙げることができます。さらに，これらの自然と関わりの深い文化や産業，例えば，信仰・伝統行事や島唄そして食材なども「宝」に含まれています。

④ 奄美の「宝」の保全と活用策

地域の自然の学術的・社会的な価値を認識して「宝」を良好な状態に保全した上で，地域を活性化するための資源として様々な形で活用します。

プランでは，奄美群島で「宝」の保全と活用を行うための9つの施策を示しており，各地域ではこの施策に沿った取組を行います。

⑤ 「具体的施策」（9つの施策）

奄美群島に固有な自然等を奄美の「宝」ととらえ、以下に示す9つの施策によって奄美群島の地域づくりを図ります。

ア 自然共生ネットワークの形成

- ・ 環境教育・環境学習の推進
- ・ 集落の機能の維持・確保，NPOの活動の促進
- ・ 専門的な調査研究 など

イ サンゴ礁と海岸の保全

- ・ 重要生態系地域調査の実施
- ・ オニヒトデ等駆除事業 など

ウ 希少な野生動植物と森林の保全

- ・ 重要生態系地域調査の実施
- ・ 外来種対策の強化（マングース駆除等） など

エ 身近な自然の保全

- ・ 保存樹・保護植物の指定の検討
- ・ 文化財保護法等による管理・保全 など

オ 自然再生の検討

- ・ サンゴの再生等の検討
- ・ 海岸植生，河川，棚田等の再生の検討
- ・ 奄美らしい景観・風景の創出，再生の検討 など

カ 環境保全型自然体験活動（エコツーリズム）の推進

- ・ 計画策定の検討
- ・ 地域利用のガイドライン，ガイド等の認定制度 など

キ 奄美のブランドの創出

- ・ 奄美の豊かな自然に恵まれた特産品の生産
- ・ 伝統的な産業の継承（大島紬，黒糖づくり等）
- ・ 「長寿」の島や「子宝」の島を誇りとする情報発信 など

ク 自然に対する配慮の徹底

- ・ 住民自らが主体性をもった省資源化，ごみ減量化，廃棄物の適正処理
- ・ 自然環境配慮型の公共事業の推進
- ・ 環境保全型農業の推進
- ・ 赤土等の流出防止対策の徹底 など

ケ 世界自然遺産登録に向けた取組

- ・ 重要生態系地域調査の実施
- ・ 世界自然遺産にふさわしい島づくり
- ・ 登録に向けた推進体制の構築，連携・交流の促進 など

⑥ プランの効果的な実施

ア 地域住民の役割

「人と自然との共生」を基軸とした地域づくりを進めるためには、地域住民が参加や合意形成を通じて自ら主体的に行動することが大切です。

イ 地域のNPOの役割

地域のNPOは、地域住民の合意形成を支援するなど住民と行政の間において主体的な役割を果たすことが期待されます。

ウ 市町村の役割

市町村は、自ら主体的に施策を立案・実施し、情報を取りまとめて合意形成を促すなど地域住民に対して働きかけを行います。

エ 県の役割

県は、地域住民、地域のNPO、市町村等の活動を支援し、また群島全体の活性化の観点から自ら施策を立案し実施します。

なお、平成16年3月には国、県、地元市町村及び関係団体からなる「奄美群島自然共生プラン推進本部」を設置しました。県では、例年5月頃に毎年度の取組に係る推進会議を開催し、同プランに対する関係者相互の一層の理解と着実な推進を促しています。今後とも、この推進本部が中心となって、県、市町村、地域等が連携しながらプランに沿った事業展開を図り、奄美の豊かな自然と人とが共生した地域づくりを進めていきます。

オ その他の主体の役割

必要な場合には、国、専門家、国際的なNPO、地域外の住民などの協力を確保します。

3 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が生まれ、多種多様な野生生物が分布しており、維管束植物は約3,100種類、鳥類は約400種類、哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

特に、奄美地域には、アマミノクロウサギやルリカケスなどの固有種が多く生息・生育しており、生物多様性保全の視点から世界的にも重要な地域です。

また、県内には絶滅のおそれがあるとともにも学術的に価値のある野生動植物種が多く生息しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種への指定や「文化財保護法」に基づく天然記念物への指定により保護されています。さらに、県においても、希少野生動植物の保護を図るため、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成15年3月制定）に基づき、捕獲等を禁止する指定希少野生動植物を指定しています。

なお、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「生物多様性鹿児島県戦略」を平成26年3月に策定しました。

ツルは、国際希少野生動植物種や国の特別天然記念物に指定されており、毎年約1万羽以上が出水平野で越冬することから、ねぐらの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。

また、平成28年度に高病原性鳥インフルエンザ感染が確認されたことを受け、監視体制の強化、迅速な検査体制の整備など、感染拡大を防止するための防疫体制の確立を図っています。

ウミガメは、春から夏にかけて延べ5,000頭前後（日本一）が産卵のため県内各地の海岸に上陸することから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものです。

また一方で、野生鳥獣は、人の生活圏に出没して悪影響を及ぼしたり、農作物や自然植生を採餌することにより農林水産業や生態系に被害を与える場合もあります。

このため、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を保護管理するため、鳥獣保護管理事業計画を策定し、この計画に基づく施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政に努めています。

(1) 野生鳥獣保護

① 管理体制

鳥獣行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の取締りについて適正な指導監督をする鳥獣保護管理員を、県下に102人設置しています。

② 鳥獣保護区の設定状況

鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため県内には132箇所、面積70,682haの鳥獣保護区が指定されています。

なお、平成30年3月末現在の指定状況は、表3-9のとおりです。

また、鳥獣保護区の境界を明らかにするための標識の設置状況は表3-10のとおりです。

表3-9 鳥獣保護区指定状況

(平成30年3月末現在)

種 別	国指定		県指定		計	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
大規模生息地の保護区	(1) 1	(1,318) 4,788	(-) -	(-) -	(1) 1	(1,318) 4,788
森林鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(3) 58	(1,455) 58,074	(3) 58	(1,455) 58,074
集団繁殖地の保護区	(1) 1	(21) 21	(-) -	(-) -	(1) 1	(21) 21
集団渡来地の保護区	(1) 1	(54) 842	(-) 1	(-) 172	(1) 2	(54) 1,014
身近な鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(-) 65	(-) 5,257	(-) 65	(-) 5,257
希少鳥獣生息地の保護区	(1) 1	(103) 320	(1) 4	(5) 1,208	(2) 5	(108) 1,528
生息地回廊の保護区	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(4) 4	(1,496) 5,971	(4) 128	(1,460) 64,711	(8) 132	(2,956) 70,682

※ () は特別保護地区で内数

表3-10 保護施設整備状況

区分	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
制 札	45本	44本	31本	34本	52本
案 内 板	0基	0基	0基	0基	0基
補助表示板	2枚	5枚	8枚	3枚	1枚

③ 休猟区の設定状況

狩猟鳥獣が減少した地区において、3年間休猟することにより狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、休猟区を設定しています。

平成30年3月末現在で1箇所、1,746haの休猟区が設定されています。

④ 特定猟具使用禁止区域の設定状況

銃猟による危険を防止するため、事故頻発地域、学校所在地、農林業上の利用が恒久的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のために入林者が多いと認められる場所、その他事故発生のおそれのある区域を、特定猟具使用禁止区域に設定しています。平成30年3月末現在で108箇所、48,039haの特定猟具使用禁止区域が設定されています。

⑤ 野生鳥獣の保護・管理等

ア 野生鳥獣の捕獲・飼育に係る許可等

野生鳥獣の捕獲は、キジ、ヒヨドリ、タヌキなどの狩猟鳥獣として指定されているものを、定められた猟期内（11月15日から翌年の2月15日まで）に狩猟者登録を受けて捕獲を行う以外は、法により禁止されています。

ただし、学術研究など特別な理由により環境大臣等の許可を得た場合には捕獲することができ、これらにより捕獲した鳥獣について市町村長から登録票の交付を受ければ、飼養できることとなっています。過去5年間における登録票発行件数（更新を含む）は、表3-11のとおりです。

イ 生息状況調査

(ア) キジ・ヤマドリの出会い数調査

キジ・ヤマドリの出会い数調査は、昭和43年から毎年全国一斉に実施しています。

本県も狩猟解禁の初猟日において、出猟者が確認したキジ・ヤマドリの出会い数を鳥獣保護員が聞き取り調査しており、最近におけるその調査結果は、表3-12のとおりです。

(イ) ガン・カモ科鳥類生息調査

ガン・カモ科鳥類生息調査は、昭和44年度から毎年1月15日前後に全国一斉に実施しています。本県も職員及び全鳥獣保護員を動員して実施しており、最近の調査結果は、表3-13のとおりです。

ウ 傷病鳥獣の保護

公益社団法人鹿児島県獣医師会に委託して、保護措置を講じました。平成29年度に保護した鳥獣は、表3-14のとおりです。

エ 有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護管理事業の推進により野生鳥獣の保護繁殖が図られていますが、野生鳥獣は、その習性上農林水産物を食害すること等により被害を及ぼすこともあるので、農林水産業の振興等を図るために、有害鳥獣の捕獲を実施して、被害を最小限にとどめるよう努力しています。有害鳥獣として捕獲した鳥獣は、表3-15のとおりです。

オ 第二種特定鳥獣管理計画

近年、イノシシ・ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い中山間地域において、農林業被害が深刻化しているため、イノシシ・ニホンジカ・ヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画を策定し、農林業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図っています。

表3-11 鳥獣飼養登録状況

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29
鳥類	710羽	604羽	512羽	437羽	347羽
獣類	132頭	118頭	107頭	102頭	95頭
計	842	722	619	539	442

表3-12 キジ・ヤマドリ出会い数調査

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29
聴取人数	645人	550人	606人	694人	552人
キジ	140羽	150羽	167羽	204羽	154羽
ヤマドリ	37羽	36羽	40羽	72羽	56羽

表3-13 ガン・カモ科鳥類生息調査

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29
調査面積	4,199ha	4,198ha	4,207ha	4,217ha	4,236ha
調査人員	95人	93人	83人	95人	97人
ガン類	0羽	7羽	0羽	0羽	40羽
カモ類	25,284羽	35,019羽	42,434羽	46,618羽	39,757羽
ハクチョウ類	0羽	1羽	0羽	8羽	7羽

表3-14 保護した鳥獣の実績（平成29年度）

種類	羽数・頭数	種類	羽数・頭数	種類	羽数・頭数
キジバト	12	リュウキュウコノハズク	4	イソヒヨドリ	2
ドバト	10	イカル	5	コサギ	0
スズメ	5	ムクドリ	4	カワセミ	6
トビ	11	アオバト	6	ミサゴ	2
シロハラ	4	オオミスズナギドリ	2	キジ	2
ヒヨドリ	5	アカショウビン	4	ゴイサギ	6
ツバメ	11	ハヤブサ	3	メジロ	2
サシバ	6	フクロウ	6	ルリカケス	3
		その他(52種)	113	合計	234

表3-15 有害鳥獣捕獲による捕獲状況

年度 区分	H25	H26	H27	H28	H29	
鳥類 (羽)	カモ類	69	28	60	18	27
	キジバト	0	0	0	0	0
	カラス類	12,579	11,741	11,463	10,873	8,887
	スズメ類	649	428	264	169	45
	ヒヨドリ	230	3,698	583	1,109	530
	ドバト	704	749	993	1,271	1,110
	その他	254	264	133	312	308
	合計	14,485	16,908	13,496	13,752	10,907
獣類 (頭・羽)	イノシシ	9,681	10,904	14,796	13,056	11,358
	タヌキ	2,104	1,883	2,559	2,841	2,319
	ノウサギ	121	127	139	59	30
	ニホンザル	1,027	1,331	1,107	1,012	910
	ニホンジカ	12,025	15,654	19,187	17,558	17,089
	マンゲース	0	0	0	0	0
	アナグマ	2,656	2,485	4,194	5,894	5,847
	その他	256	210	220	195	229
合計	27,870	32,594	42,202	40,615	37,782	

(2) ウミガメ保護

本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため「鹿児島県ウミガメ保護条例」を昭和63年に制定し、保護対策を講じています。

平成29年度に実施した保護対策事業は次のとおりです。

- ① 啓発事業
県ホームページや広報誌等による周知等
- ② 保護監視事業
 - ・ 市町村ウミガメ保護監視員設置費補助（15市町村、監視員延べ1,980人）
 - ・ 関係警察署によるパトロール
- ③ 県ウミガメ保護対策連絡協議会の開催
県、関係市町村、警察等の関係機関が情報交換等を行うことにより効果的な保護対策を確立することを目的とした協議会開催
(表3-16)

表3-16 ウミガメの上陸確認状況

区 分	年 度				
	H25	H26	H27	H28	H29
上陸確認市町村数	31	32	33	33	33
上陸確認頭数(延べ)	8,538 (1,389)	7,179 (585)	3,511 (564)	4,741 (1,377)	5,179 (1,155)

※（ ）書きはアオウミガメで内数

(3) ツル保護

出水地域には毎年、1万羽以上のツル（ナベヅルやマナヅル等）が渡来し、そのほとんどが荒崎地区に集中して生息していたため、伝染病によるツルの絶滅が危惧される一方、地区外にも多数飛来して農作物への被害等の問題が生じていました。このため、国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている東干拓地区において、生息環境の改善・整備等を行い、ツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図るための「特定地域鳥獣保護管理事業」を平成8年度から実施しています。平成29年度の事業内容は次のとおりです。

- ① 農地の借上げ
ツルの渡来期間中、東干拓地区の海側の農地を休遊地として借上げ、ツルのため良好な生息地として確保しました。（約53ha）
- ② ネグラの整備
借り上げた農地の中に、ネグラを1箇所設置しました。（約1ha）
- ③ 目かくし網等の設置
借り上げ地については、車等の光を遮断するため、目かくし網を設置し、借り上げ地以外は農作物の被害を防止するため、赤銀テープの設置を行いました。
- ④ 給餌事業
休遊地において、広く粗く給餌を実施しました。
- ⑤ 環境等調査
出水・高尾野地域で越冬するツルの羽数調査を行いました。

(4) マングース対策

奄美大島におけるマングースは、1979年ごろハブの駆除を目的に奄美市内（旧名瀬市）に約30頭放獣されたといわれています。外来種であるマングースはその後増殖し、環境省の調査（平成8～11年度）では5千～1万頭前後が生息していると推定されました。環境省は希少種を含む生態系を保護する観点から、平成12年度から5か年計画でマングースの防除事業を実施し、生息数は当初の1／3程度まで減少したものの、同時に分布域の拡大や捕獲効率の低下が生じ、その完全な排除には至りませんでした。このため、環境省は平成17年6月から外来生物法のもとで、大幅に事業費を増額し、現在、2022（平成34）年度の完全排除を目指した防除が実施されているところです。

また、平成21年6月には、鹿児島市において、沖縄島、奄美大島以外では初めてマングースの生息が確認されました。県では、根絶に向けた効果的な防除と生息情報の把握に努めたところであり、現在は、既に絶滅したか、個体数が極めて少ない状態と考えられ、今後、時間の経過とともに根絶に向かっていく可能性が高いと推測されています。

なお、過去5年間におけるマングース捕獲実績は、表3-17のとおりです。

表3-17 マングース捕獲実績

区分	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
マングース防除事業（奄美）	130頭	71頭	40頭	28頭	10頭
マングース生息確認調査・防除事業（鹿児島市）	0頭	—	—	—	—

(5) 野生生物保護思想の普及啓発

① 愛鳥週間における啓発活動の推進

鳥獣保護の実効を期するためには、鳥獣に親しみ、その習性を知り、これを保護しようとする思想を広く県民に普及することが大切です。このため、県下の小・中・高校生から「野生鳥獣保護」をテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰するとともに、愛鳥週間（5月10日から5月16日まで）中に入賞作品を鹿児島市平川動物公園に展示し、県民への普及啓発を図りました。平成29年度の応募状況は表3-18のとおりです。

また、野生鳥獣の保護思想を普及・高揚させることを目的として、愛鳥モデル校を2校指定（指定期間3か年）しました。

表3-18 愛鳥週間作品コンクール（平成29年度）

校種	ポスター	応募学校数
小学校	298	36
中学校	162	21
高等学校	86	6
計	546	63

※ 特別支援学校は各校種に含める。

② ウミガメ保護啓発活動

県ホームページ等を利用した広報、パトロール開始式でのアピール、市町村の広報誌等による周知徹底を図りました。

(6) 希少野生動植物の保護対策

希少野生動植物はこれまで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などの法令に基づき保護が図られてきましたが、希少野生生物調査の過程で、早急な保護対策を図る必要がある種があることもわかりました。

こうしたことから、捕獲等の禁止や生息地等における開発行為の制限などを規定した「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成15年3月に制定し、平成30年3月現在で38種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また、平成26年3月に鹿児島県レッドデータブックに掲載している9つの生物分類群のうち、維管束植物を除く、8つの分類群のレッドリストを改訂するとともに、新たに藻類のレッドリストを策定しました。

平成28年3月には、維管束植物のレッドリストを改訂するとともに、「県版レッドデータブック」を改訂しました。

(7) 奄美群島生物多様性の保全

奄美地域は、種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定されているオオトラツグミなどの鳥類や、特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギなど希少な野生生物が生息しているほか、世界中で奄美にしか生息しない固有種が多く生息している世界的にも重要な地域です。

現在、「人間活動と野生生物との共存の確保」は、どの地域でも大きな課題となっていますが、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美群島では特に重要になっています。

このような状況に対応するため、環境省奄美野生生物保護センター（平成12年4月オープン）が、奄美に生息する野生生物の調査研究や、野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として、運営されています。

また、奄美大島の金作原地区、湯湾岳地区、大瀬海岸地区、山間地区、徳之島の母間地区など24地区が鳥獣保護区に指定されています。

(8) 野生生物の生息・生育環境の確保

・多自然川づくり

平成18年10月に定めた多自然川づくり基本指針において、「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこととしており、河川の整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを積極的に進めることとしています。